日本の法令LOD サンプルアプリケーションの説明 補助資料





TOPページ

e-LAWS LOD Viewer

法令検索

表示したい法令の法令名か法令番号を入力して検索してください。

法令名で探す					検索
法令番号で探す	平成▼	年 法律	▼ 第	号	検索

- サンプルリンク -

法令名	法令番号		
租税特別措置法	昭和三十二年法律第二十六号		
租税特別措置法施行令	昭和三十二年政令第四十三号		
租税特別措置法施行規則	昭和三十二年大蔵省令第十五号		



検索結果

法令表示

和税特別措置法 第七十条の四

(昭和三十二年法律第二十六号) 定義語

参照法令

法令文を構造化し、要約することにより、 原文と比較しながら、法令文理解が可能

目次

第七十条の四 (農地等を 贈与した場合の贈与税の納 税猶予及び免除)

第七十条の四の二 (贈与 税の納税猶予を適用してい る場合の特定貸付けの特 例)

第七十条の五 (農地等の 贈与者が死亡した場合の相 続税の課税の特例)

第七十条の六 (農地等に ついての相続税の納税猶予 及び免除等)

第七十条の六の二 (相続 税の納税猶予を適用してい る場合の特定貸付けの特 例)

第七十条の六の三 (特定 貸付けを行つた農地又は採 草放牧地についての相続税 の課税の特例)

第七十条の六の四 (山林

原文

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除) 第七十条の四

農業を営む個人で政令で定める者(以下第七十条の五までにおい て「贈与者」という。)が、その農業の用に供している農地(特 定市街化区域農地等に該当するもの及び利用意向調査(農地法第 三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二 条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同 じ。) に係るもののうち政令で定めるものを除く。次項を除き、 以下第七十条の五までにおいて同じ。) の全部及び当該用に供し ている採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除 く。同項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。) のうち 政令で定める部分並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振 興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地 区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧 地に進ずるものとして政令で定めるもの(以下この条において 「準農地」という。)のうち政令で定める部分を当該贈与者の推 定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合(当 該贈与者が既にこの条の規定その他これに類するものとして政令 で定める規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。)には、 当該農地及び採草放牧地並びに準農地(以下第七十条の五までに おいて「農地等」という。) の贈与を受けた者(次条第九項各号 を除き、以下第七十条の五までにおいて「受贈者」という。)の 当該贈与の日の属する年分の相続税法第二十八条第一項の規定に よる期限内申告書(以下この条において「贈与税の申告書」とい う) の提出により納付すべき贈与税の額のうち 当該農地等の

構造表示

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除) 第七十条の四

主体要件

主語「贈与者」が、

■「準農地」のうち政令で定める部分を当該贈与者の

推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合

▶ には、

効果規定

「贈与税の申告書」の提出により納付すべき贈与税

の額のうち、

「納税猶予分の贈与税額」に相当する贈与税につい 適用範囲

ては、

範囲限定 当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納

税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、

交通整理 同法第三十三条の規定にかかわらず、

期限 当該贈与者の死 相続税法で、

その納税を猶予する。

ただし書

ただし、ただし、

主語 当該受贈者が、

構造解析により、「同法」 が「相続税法」で あることが分かる。



参照法令

・ 法令の参照関係を把握できます。

参照法令

「租税特別措置法 第七+条の四」を参照している法令リスト

ニナリノ	July Mich.	4 743
= ٧, ١,	(AT 424)	147
該当	IT VA	1件

参照元	参照先	
第四十条の六の二第九項	第七十条の四,第七十条の四第一項,第七十条の四第 二項第三号	
第四十条の六の二第十項	第七十条の四第一項,第七十条の四第二十七項	
第四十条の六の二第十項第一号	第七十条の四第十項	
第四十条の六の二第十項第二号	第七十条の四第十三項	
第四十条の六の二第十一項第二号	第七十条の四第一項,第七十条の四第一項第一号	
第四十条の六の二第十二項第二号	第七十条の四第十八項,第七十条の四第二十一項,第 七十条の四第十八項第一号,第七十条の四第十八項第 二号	
第四十条の六第一項	第七十条の四第一項	
第四十条の六第一項第一号	第七十条の四第一項	
第四十条の六第一項第二号	第七十条の四第一項	
	第四十条の六の二第九項 第四十条の六の二第十項 第四十条の六の二第十項第一号 第四十条の六の二第十項第二号 第四十条の六の二第十一項第二号 第四十条の六の二第十二項第二号 第四十条の六の二第十二項第二号	



用語理解

• 用語とその定義、利用箇所を把握できます

定義語

「和税特別措置法 第七十条の四」の定義語リスト

		該当件数: 24件
定義語	定義文	使用箇所
贈与者	農業を営む個人で政令で定める者	第七十条の四第一項,第七十条の四第一項の三,第七十条の四第三項,第七十条の四第四項,第七十条の四第五項,第七十条の四第六項,第七十条の四第七項二号,第七十条の四第八項,第七十条の四第十八項,第七十条の四の二第一項,第七十条の五第一項,第七十条の五第一項,第七十条の五第一項,第七十条の五第二項
準農地	その農業の用に供している農地 ▶ の 全部 ▶ に供している採草放牧地 ▶ のうち政令で定める 部分 ▶ とともに 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号 に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で 農地 ▶ に準ずるものとして政令で定めるもの	第七十条の四第一項,第七十条の四第一項第一号,第七十条の四第四項,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第三十六項,第七十条の四第三十七項
農地等	当該農地▶▶	第七十条の四第一項,第七十条の四第一項第一号,第七十条の四第一項第二号,第七十条の四第一項第三号,第七十条の四第三項第三号,第七十条の四第六項,第七十条の四第七項,第七十条の四第七項,第七十条の四第十五項第三号,第七十条の四第十五項第三号,第七十条の四第十六項第三号,第七十条の四第十六項第二号,第七十条の四第十六項第二号,第七十条の四第十八項第二号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第二号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第三号,第七十条の四第十八項第二号,第七十条の四第十八項第二号,第七十条の四第十八項第二号,第七十条の四第十二十十十至十四十二十二十十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十

